

会 議 名 ( 審 議 会 等 名 )	川西市個人情報保護審議会(第41回)		
事 務 局 ( 担 当 課 )	総務部 行政室 総務課 内線(2321)		
開 催 日 時	平成19年10月12日(金) 午後6時00分～午後7時15分		
開 催 場 所	本庁舎 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員・ 井上(克)委員・井上(典)委員・岡本委員・木原委員・園田委員・ 中村委員	
		欠席委員：坂東委員	
	実施機関	《総務部税務室資産税課》 篠木室長・倉課長・数元主幹・野原主任 《まちづくり部まちづくり政策室都市計画課》 酒本課長・井内主幹 《健康福祉部いきいき長寿室》 乾室長 長寿社会担当：大田主幹 《消防本部予防課》 鞆井課長・喜谷主幹	
	事 務 局	岩井室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否	☑・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第29号 地籍調査事務に係る固定資産税・都市計画税課税事務における個人情報の取扱いについて 諮問第30号 住宅防火対策に係るひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の取扱いについて 3 その他		
会 議 結 果	当該諮問(第29号及び第30号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。		

会 長：あいさつ

事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料 開催通知

諮問書（第29号）

諮問書（第30号）

諮問書第29号に関する資料

本日提出資料 レジメ

審議事項

- (1) 諮問第29号 地籍調査事務に係る固定資産税・都市計画税課税事務における個人情報取扱いについて
- (2) 諮問第30号 住宅防火対策に係るひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報取扱いについて

会 長

それでは委員の皆様こんばんは。遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は第41回目になりますけれども、川西市個人情報保護審議会を開催させて頂きたいと思っております。今、出欠のこと話しましたけれども、本日は1名の委員がご欠席ということで、あとは1名の委員は少し遅れるけれども、後で見えられるということでありませう。それで当然審議会の委員の過半数の委員の皆さん出席しておられますので、審議会規則の開催要件を満たしております。ですから有効に成立しているということで引き続き議事を進めたいという風に思っています。本日の案件は、お手元にあります諮問案件二件ということで、29号の諮問案件が「地籍調査事務に係る固定資産税・都市計画税課税事務における個人情報の利用」ということです。それからいま一つの方は、「住宅防火対策に係るひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の利用」ということで、いずれも条例の10条の第1項4号また10条の第2項の判断審査ということですので、よろしく願いいたします。それでは二つの諮問案件についてこれからご審議頂く訳ですけれども、事務局の方から資料等についてご説明頂けますか。

事 務 局

事務局 説明（諮問第29号、第30号案件の説明含む）

会 長

今二件について説明頂いたんですけれども、この段階で何かお尋ねになりたいことがありますか。ひとり暮らしの高齢者実態調査事務というのは26号諮問の事案でね、災害時の要支援者の避難支援における個人情報の利用というのがありましたよね。あれの延長線上になるんですか。

事 務 局

いえこれはまた別、別個でございます。あれは防災安全課、前回の部分は防災安全課というところが主体となって情報収集していきますので、今回の案件は防災安全課はもう関係なくて消防本部予防課。

会 長

先回はそうでしたね、総務部の行政室の防災安全課に目的外利用させるということでしたね。今回は、消防本部の予防課というのが提供先になってますね。先回は、消防の方には防災安全課というところに提供すると言ったけど、それと消防の関係はどうなってるんですかね。

事 務 局

先ほどちょっと情報の方ちょっとお話あったんですけど、これ具体的には平成9年頃のちょっと古い話になるんですけれども、消防の緊急情報システムというのを入れる段階で、当然独居老人の方とか、いわゆる

会 長	<p>障害者の方の情報が必要であるということで、そのシステムを立ち上げる時に既にこの審議会にかけさせて頂いて、そのシステムを立ち上げているという経過がございます。要援護者の関係と今回この部分は全然関係ないんですけども、その時に既にOKを頂いている中で、消防の方が情報を既に持っておるというようなことで。ただ当然事務等々も違いますし、我々の段階で相談あった時は当然審議会にこれは諮るべき内容であって、然るべき措置を取っておく必要があるということで、本日諮問ということで至っておるので、大変申し訳ないんですけどもそういう風な内容でございます。</p> <p>なるほど、分かりました。それではですね、今特にご質問ありませんので、今お聞き頂いた通り二件とも目的外利用と、それから本人に対して通知の有無がここで審議の対象となる訳です。具体的にはそれぞれの部署から説明頂くとということで、29号諮問事案については総務部の税務室資産税課及びまちづくり部のまちづくり政策室の都市計画課の担当の方々にご説明頂くと。それから第30号事案案件につきましては、健康福祉部のいきいき長寿室長寿社会担当の部局と消防本部の予防課の担当の方に説明頂くとということで本日待機して頂いておりますので、その方々にお入り頂くということでよろしいでしょうか。それでは入室して頂くよう、よろしく申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">実施機関 入室</p>
会 長	<p>担当職員の皆さん、どうもこんばんわ。遅い時間にお集まり頂きまして、ありがとうございます。本日は個人情報保護審議会で二つの案件を審議することになっておりまして、一つは諮問第29号案件ということで「地籍調査事務に係る固定資産税・都市計画税課税事務における個人情報の取扱いについて」という議題になっております。それからいま一つは、30号諮問案件で「住宅防火対策に係るひとり暮らし高齢者実態調査事務における個人情報の取扱いについて」という案件です。それぞれ個人情報の目的外利用ということになりますので、これについての妥当性について審議をする訳ですけども、二つの案件は関連している訳じゃないんですけども、29号案件の説明して頂く皆さんと、それから30号の説明して頂く方々が一緒に入って頂いた訳です。別々にお入り頂いてもいいんですけども、外でお待ち頂くのも何ですから中にお入り頂いて、まあこれはこの審議会は傍聴も可なりと、そういう審議会ですので、よその案件についてもお聞き頂いても結構かと思えます。それで今お入りになりました、まず資産税課のあるいは都市計画課の皆さん自己紹介をお願い頂けますか。</p>
実 施 機 関	<p>こんばんは、税務室長しています篠木です。昨年まで総務課長をいたしておりました、皆様方には大変お世話になりました、ありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。また本日は、よろしくお願い致します。</p> <p>失礼します、資産税課長の倉と言います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>失礼します、資産税課主幹の数元です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>失礼します、資産税課の野原と言います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>こんばんは、都市計画課長しております酒本と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>失礼します、都市計画課主幹をしております井内と申します。よろしくお願ひ致します。</p>

会 長	<p>どうもありがとうございました。それでは30号案件の担当の皆さんにもお入り頂いておりますので、いきいき長寿室とそれから消防本部の予防課の皆さんも、自己紹介お願いできますか。</p>
実 施 機 関	<p>消防本部予防課長しております鞆井といいます。よろしく申し上げます。</p> <p>予防課主幹の喜谷と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>失礼します、いきいき長寿室長の乾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>いきいき長寿室長寿社会担当主幹の大田と申します。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。我々委員の方も自己紹介しなきゃいけないんですけども、一応ここに名札を出しておりますので自己紹介の方は恐縮ですけど省かせて頂きます。ご了承よろしくようお願いいたします。</p> <p>それでは最初にですね、諮問第29号案件ということで「地籍調査に係る個人情報取り扱いについて」の方からご説明頂きたいと思っております。ご説明頂いた後、委員の方から質問があればお答え頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それではこの件につきましては資産税課の方にこの情報があって、それをまちづくりの都市計画課の方に目的外利用提供するということですよ。で、ご説明はどちらの方でお願いできますか。</p>
実 施 機 関	<p>都市計画課の方からさせていただきます。</p>
会 長	<p>利用課の方ですね。では利用課の方、都市計画課の方でよろしくお願致します。それから、我々の手元にはこの冊子頂いております。これを見る必要がある時には、何ページとか言って頂ければありがたいと思っております。</p>
実 施 機 関	<p>失礼します。諮問担当課が資産税課ということですが、この事業を実施させていただきますのは都市計画課になりますので、都市計画課の方からこの地籍調査事業についてご説明の方させていただきます。座らせて頂いて…。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
実 施 機 関	<p>それでは、地籍調査業務における個人情報の目的外利用についてご説明をさせていただきます。ご説明に当たりまして、お手元に配布しております「地籍で進めるまちづくり」というこの冊子をこちらの説明の中で使わせて頂くこととなりますので、こちらの方からページ数の方を申させていただきますので、その時にお開き頂ければ幸いです。よろしくようお願いいたします。それではまず「地籍で進めるまちづくり」という冊子の1ページ目をお開き頂けますでしょうか。ここに記載されております様に、地籍調査とは一筆ごとの土地についてその所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図、地籍図と簿冊、地籍簿に作成することを言います。そして地籍調査により作成された地籍簿及び地籍図はその写しが登記所、法務局の方にですね送付されまして、登記所で地籍簿を基に登記簿が書き改められまして、地籍図がこれまでの公図、字限図に代わり不動産登記法第14条第1項の地図として備え付けられます。この不動産登記法第14条第1項の地図と申しますのは、各筆の土地の区画及び地番を明確にし、それが現地にお</p>

いてどこにどのように存在するのかを明確にするものであります。通常土地の登記簿の表題部には土地の所在、地番、地目及び地積を登記する事になっておりますが、これらの表示のみでは登記した土地が現地においてどう特定されるのかが不明であります。そこで、この登記に関わる土地を、現地において具体的に特定するための地図が必要となります。従って、境界点の位置を求めるための基準となる図根点が現地にあり、且つそれが地図上にも表示されていること、各筆の境界点が図根点からの距離と方向とによって、一定の精度内において現地に示しえるものであること等の要件を具備した、この不動産登記簿第14条第1項の地図が備え付けられている地域にあっては、例えば災害などで土地が崩壊しても、この地図で元の境界を復元出来ることとなります。この様に、地図等を作成するための地籍調査は、国土交通省が限りある国土の有効活用、それから保全を図るために土地の実態を正確に把握するため国土調査法に基づき実施しているもので、実施主体は都道府県及び市町村になります。実施状況につきましては、お手元の「地籍を進めるまちづくり」の最終の19ページご覧頂ければ、そこに地籍調査の実施状況ということで全国の実施状況が記載されております。平成18年度末で市町村数1,827に対しまして、実際に実施している市町村が完了市町村と併せまして1,480市町村、現在のところ未着手市町村数は347となっております。ただ、進捗状況につきましては都心部が殆ど進んでいない状況で、兵庫県でも進捗率は16%となっております。このため、国土交通省が都市部での地籍調査を進めることに力を入れ、その前段として平成16年度から平成18年度まで、都市部を対象としました都市再生街区基本調査を実施し、公共測量及び地籍調査に必要な基準点を全国的に設置してまいります。本市も、この都市再生街区基本調査の対象市でありまして、基準点の設置が平成17年度に完了したのを受けて、平成18年度に都市再生地籍調査事業、これはその冊子の11ページを参照頂ければありがたいと思います。そこにあります都市再生地籍調査事業として新規着手し、市街地を対象として現在始めております。また事業費については、国土交通省が実施している事業であり、国が二分の一、都道府県が四分の一を補助します。地籍調査の進め方は、その冊子の8ページをちょっとご覧頂ければ、その8ページに記載されておりますような工程で進めていく訳でございますが、基礎となるデータにつきましては、法務局の登記簿より直接入手して作成することとしております。しかしながら、登記簿からのデータだけでは当該登記簿に記載された所有者の住所等が実際と異なるケースが考えられますことから、今回目的外利用をさせて頂こうとする資産税課の保有データによりまして、これらをより確実に行おうとするものでございます。具体的にはここに示す工程の中で、個人の土地の境界を各所有者の立会いによって確定する一筆地調査、ちょうど8ページの左下に一筆地調査という欄があります。この一筆地調査を行っていく際に、この資産税課のデータを必要とするものであります。土地所有者にとっては、やはり権利関係が絡むものでございますので、立会い依頼等の案内については漏れなく行う必要があります。その所有者を把握するために利用しようとするものであります。なおこの地籍調査は今後数十年の事業といわれておりまして、同調査が完了するまでは各地域ごとに当該データを利用させて頂くことを考えております。その点はどうぞよろしくお願い申し上げます。最後に、この資産税課の保有データにつきましては、地区計画の都市計画決定を行うために必要な情報として、既に平成15年9月に本審議会から答申を頂きまして利用をさせて頂いていたところでございますが、今回当該情報を取り扱う事務が異なりますことから、再度新たに資産税課に諮問のお願いをさせて頂いたところでございます。以上、簡単ではございますがこれでご説明を終わらせて頂き

会 長	ます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。
実 施 機 関	はいそうです。
委 員	ありがとうございます。今都市計画課の方からご説明を頂きましたけども、資産税課の方では何か補足は特にありませんか。これはね、いわゆる土地の課税台帳と以前は言いましたよね、今はそういう情報がやっぱり台帳というんですか、土地課税台帳ですよね。それを利用する訳ですね。その中のここに書いてある土地の所有地、登記地目、面積、納税義務者の住所氏名、こういうことですよね。
会 長	それじゃ、委員の皆さんから何なりとご質問あればお出し頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	ちょっとよろしいですか。直接関係あるかどうかあれですけど、いいですか。この地籍図を作成されて法務局へ送付されますね。法務局はそれを地図として備えられますと書いてあるんですけども、法務局がそれで例えば登記を変えるとかそういうことはないんですか。登記内容を。
実 施 機 関	登記内容を変えるということよりも、現実に今現在のデータ自身については完全に改められる形にはなると思います。法務局の方でこちらの方から写しを送付させて頂いた分を法務局の方で書き改めまして、正式な形でその地域、地籍調査の完了した地域はその地図でいってくださいというような形になろうかと思えます。
委 員	個人個人の持ち物で、例えば違う、まあ地籍調査したらですね、違ったと。例えば、その坪数でいったら50坪のやつが49坪しかない。ここからここまでのポイント打ってね。その書き換えはどうなるんですか。
実 施 機 関	はい、その書き換えも基本的には法務局の方で、登記簿とそれから地図を一緒に送付した時に書き換えられます。そのために、地籍調査を一筆地調査を終わらして、その後境界が全部確定した地図を先に所有者の方に閲覧して頂きます。閲覧して頂いて、それでご了解を取らして頂いたうえで、例えば100平米あった分が98平米になりますということ、登記簿も書き改められますということで、その閲覧の時期を経て法務局の方へ送付をさせて頂きますので。
委 員	それは閲覧だけで通知ではないと。
実 施 機 関	はい、通知ではなくてこちらへ来て頂くか、あるいは書類を持って行って、ご本人さんに確認書類に判子を押して頂くという手続きになります。
会 長	はい、どうぞ。委員、どうぞ。
委 員	今の一筆一筆の面積が確定して地図も出来ました、で、それぞれの所有者にも見てもらって法務局へ渡して、法務局の職員かなんか知らんけど、それで面積も全部変えちゃうわけやね。その変えたやつで今度こちらへまた帰ってくるのかな。で、課税の関係についてはその時点で面積も、あるいは地目についても変わっちゃうということですか。

実施機関	ええ。課税につきましてはですね、総務省の方からそれも出ているんですけども、評価替えの年度で一緒に変える方法でありますとか、あるいは著しく増える場合でありますとか、そういった場合については評価替えの年に説明しながら変えなさいという風なことが出ております。それから少なくする分につきましては、その都度しても差し支えないという風な事になってございます。そして先ほどの仮に増えた場合の課税の状況なんですけれども、当然先ほど説明ありましたように、本人さんの承認を頂く時に、当然その辺の状況のところも多分お聞きになると思いますんで、説明をして頂くような形になろうかと思えます。
委員	評価替えの時に、もうその一発でやっちゃうのかな。例えば、その何年間の経過措置とか、そんななんも無しにやってしまうんですか。
実施機関	その地域によりましてですね、その一斉に例えば中央町だけでしたら中央町が一斉に終わった段階になろうかと思えます。
実施機関	あのちょっと補足させて頂きましたら、各市町村によって扱いが地籍調査やっている市町村によって扱いが違います。ただ本市としましては、地域が完了した時点で課税に反映させていくという方向で、この地籍調査をスタートさせて頂いておりますので、他の市では例えば全域が終ってから課税に反映するというような市町村もありますけども、本市ではその地域毎に、地域が一つ終わればその地域だけ先に課税に反映していくという形で考えております。
委員	当然、税収が上がるんでしょうね。
委員	3割ぐらい。
実施機関	全国的な傾向からいきまして、税収の方は上がっておるとというのが現状です。
委員	農村部とか、川西でも農地の方はそんなに影響ないんやろうけども、宅地とか事業地になったら、多分かなりの額変わってくるのではないかと、その辺の心配だけ今からしてるんですけど。
会長	この地籍調査と言ってもね、ちょっと漠然としていて要領得ないというところもあると思うんですよ。ですからね、固定資産税課にある課税台帳の先ほど出てきた所有者の住所とか氏名とか利用するっていうでしょう。それ具体的にいうとね、ここの8ページのところにあります様にね、そのこの区域を調査するという際ね、まず調査をすることについてまず説明会か何か開くんですか。
実施機関	はい、地権者に対しまして通知をさせて頂いたうえで、説明会の方は事前に実施させて頂きます。
会長	その説明会に呼ぶ人のいわゆる選別の際に、その固定資産税の台帳を利用して、その通知をしたいということになる訳ね。
実施機関	はい。法務局のデータが基本ベースになりますので、現在の登記簿で記載されております所有者の方に発送はさせて頂きます。ただ、発送させて頂いた時点で郵便が返って返送されてきたり、所有者が分からない、亡くなっておられる等そういう事情が出てきた時に、この土地に立

	<p>会いに来て頂く方をやっぱり来て頂かないと境界が決められませんので、その方々を把握するために資産税課のデータを利用したいという風に考えております。</p>
会 長	<p>それでね、今やろうとしているのはね、都市再生地籍調査事業のうちの官民境界等先行調査ってこれじゃないんですか。これでしょう。</p>
実 施 機 関	<p>下の2つではなく、ちょっとご説明が出来てなかったんですけども、都市再生事業の中で、通常の地籍調査いいんですが、官民も民も全てやって、いわゆる地図と地籍簿を作るという形の地籍調査が本来の地籍調査でございまして、この下2つに書いてある分につきましては、こういう手法もありますよということで国から出ている分でございますので、本市の方では官民と民と、全てやっていく本来の地籍調査という形で実施させていただきます。</p>
会 長	<p>そうですか。そうすると、官民の境界線だけをきちっとしようということではやるのではない訳ですね。これ実はこれと同じものは去年の6月頃でしたかね、他市でも個人情報を利用するので向こうは運営委員会というんですが、それにかかったんですよ。その時は街区調査っていうんですかね、その官民のね、いわゆる境界線の確定をまずやるんで、先行するその調査に利用したいという話だったんですけども、川西市の場合はそうではなくて民もみなその調査の中に入っている訳ですか。</p>
実 施 機 関	<p>はい、多分今おっしゃっておられました他市さん等は、道路と例えば宅地という分を先に決めるという手法で、スタートされてるんじゃないかなと思います。川西市の方は、当初のスタートから民までするという形を取ってスタートさせて頂いてますので、今後例えば開発団地とかその辺りになりましたら、この下の方の手法も使えるということも県の方から聞いておりますので、その辺はちょっと同時にやっていく方法を考えていくというのがありますけども、当面は官民も民も全て実施させて頂くという事ではしております。</p>
会 長	<p>そうすると、結局土地課税台帳において、官有地というか公有地というか、そこと接している所有者のデータだけじゃない訳ですね。接していない人も皆利用するという、対象にしたいという意味ですね。分かりました。そこが他市の場合と違う訳ですね。理解できました。どうぞ、委員どうぞ。</p>
副 会 長	<p>これは現実の測量事務なんかになった場合ですね、やっぱり土地家屋調査士とか測量士さんなんかを頼まれるんですか。全部市でやりはるの。</p>
実 施 機 関	<p>いえ。基本的には委託ということになっております。地籍調査事業につきましては、委託と直営と両方でする方法があるんですが、本市の方は、全て業者発注の委託ということで実施させていただきます。</p>
副 会 長	<p>そうですね。大変なことなんで、我々こうやっている境界争いはしょっちゅうありますしね。それは完全にこう決まってしまうと、弁護士の仕事がなくなるぐらい、すばらしい事業になると思うんですけど、それはもう大変だと思いますね。必ず文句言う人がおりますしね、出てこない人もおるしね。委託される訳ですね。結構です。</p>

会 長	委員のみなさん、他に何かご質問ありませんか。
委 員	すみません。委託いう話やねんけども、データそのものは委託業者に渡るんですか。
実 施 機 関	データ自身につきましてはこちらの方、本市で所管しておりますシステムに入れさせて頂きますので、業者の方には届かない形になります。
会 長	それからですね、目的外利用の他に、同時に本人の通知の有無ということがここでやはり議題になる訳ですけれども、この点についてはどうでしょうかね。つまり本人に通知が行く訳ですね、呼び出して言ったらおかしいけれども、説明会でもなんでもね。その時にその人が法務局の登記と一緒にいたら、登記簿は誰でも見てもいいという話になるから、先ほどの様にね、一時のその法務省の登記簿でもって郵送した人はそれでいいけれども、そうじゃない人は、つまり返ってきたりなんかする人はそれは正しくない訳ですから、実際の土地課税台帳を調べて出さすって言う訳ですよ。その時ね、本人がいわゆる法務局のデータと違うということ認識していたらね、なんで私のところに来たんだという風に思いますよね、そうすると。その時にはなんでお宅のところに行ったらかということについてね、なんか知らせる必要があるんじゃないですか。ここではなんか通知しないと、その性質上本人が知り得るものであって個別通知する必要がないって書いてあるけどね、なにか課税台帳にあるものについて、郵送したわけでしょう。そうすると、それが固定資産税課から行ったらいいけど都市計画課から行ったら、なんで都市計画課が知っているんやという話になりませんか。
実 施 機 関	その点につきましては、一応土地所有者というのが基本原則になりますんで、基本原則先に法務局で調べさせて頂いた所有者の方に送らせて頂きまして、郵送が帰ってきた時に利用させて頂くということですので、多分郵送で届いた時になぜ届いたのかという部分で問い合わせがあった時に、このご説明をさせて頂くことは考えております。ですから逆に先に本人さんに通知するという形ではなくて、こちらの方から地籍調査をするに当たって、土地の境界等を決める立会いの方に来てくださいというような形の文書になると思いますので、その時点での所有者さんの方から送った方の方から問い合わせがあった時に、こちらの方がこの事業の説明と来て頂く説明をすれば、それでその方にもお話ができるということで考えておりますので、本人通知は必要ないと考えております。
会 長	むしろその通知をする時に、何かそこに添え書きかなんかしておいた方が手っ取り早いという気がするけどね、どうでしょう。このお宅の行った通知というのは課税台帳に基づいて行った訳で、この課税台帳の目的外利用については、この審議会の同意も得ているという様なことを書いておいたらいい訳ですよ、本来的に言えば。
実 施 機 関	それについては今後のことですので、検討の方はさせて頂きませう。
会 長	委員皆様いかがでしょうかね。そういう様なことで、土地課税台帳のそこにあります市内の全域における土地の所在地、登記地目、面積及び納税義務者の住所、氏名というのを利用すると。利用するのは、まちづくり部のまちづくり政策室都市計画課で利用するという目的外利用です

	<p>よね。それが条例の10条の第1項の4号の個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を提供することに相当な理由があると、そして本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるということに該当するかということですが、これは本人の利益にもなる訳で、きちっとした境界をはっきりさせるということではですね。それからこの場合において、個人情報が本人の権利利益を不当に侵害するという様な、そういう状況というのが薄いという風にも考えられますけど。この案件について、審議会として目的外利用ということは妥当だということで答申するということではよろしいですか。特にご異議がありませんから、この件については、一応その課税台帳ですね、土地課税台帳の然るべく個人情報についての目的外利用については、今ご説明頂いたことを理解して、妥当だということで答申するということにさせていただきます。どうもありがとうございました。それから本人通知については、しないと書いてあるけれども、どうでしょうかこれは。</p>
実施機関	<p>検討はさせて頂いて、できるだけその通知文の中の方に、先ほど会長の方がおっしゃった…。</p>
会長	<p>答申の方では通知しないということになっているけれども、検討願いたいということではよろしいね。</p>
実施機関	<p>はい。</p>
会長	<p>分かりました。それじゃそういう様な内容の答申をしたいと思いますので、よろしくお願い致します。では固定資産税課と都市計画課の皆さんどうもありがとうございました。それではご退席頂いて結構です。</p>
会長	<p>実施機関（資産税課、都市計画課）退室</p>
会長	<p>それでは、引き続き30号諮問案件についてご審議頂きたいと思えます。これについてはひとり暮らし高齢者の実態調査事務ということで、65歳以上の独居高齢者の氏名、性別、住所及び電話番号について、これをいきいき長寿室の長寿社会担当の方にデータがある訳ですけども、それを消防本部の消防課の方に目的外利用として提供したいと、そういうことでそれについての審議会の同意を得たいということでもあります。じゃあ、これについてお待たせしました、消防本部の方でご説明頂けますか。よろしくお願ひします。</p>
実施機関	<p>それでは、諮問第30号案件につきまして、ご説明を申し上げます。失礼して座らせて頂きます。本来ならば、個人情報を有するいきいき長寿室、本筋で説明して頂くというところではございますが、個人情報の利用、そしてその利用に基づく効果ですね、そういった部分をご説明させて頂くということで、消防の方からさせて頂くということでご了承下さい。まず消防の仕事という部分、皆様方ご存知だとは思いますが、災害が発生すれば防御する、これは当たり前部分なんですけれども、もう一つの側面といたしまして、災害のない災害の少ない、要は火災を防ぐ安全安心の住環境、そういった部分の仕事もやっておるということでございまして、この個人情報につきましてはそういう部分の利用を考えておるというところではございます。安全安心という部分、今の社会環境どの様になっておるのかというところではございますが、火災件数というのはそれほど高くはまあ増えておるという部分ではなく、住宅による死傷者これがもう本当に急激に増えておるというところではござい</p>

ます。もう一つの側面は、その死傷者の割合ですね65歳以上というのが6割を占めるという、まあそれが現代でございます。これは全国的な部分でございます、国いわゆる総務省消防庁は、やはりそういった重点項目として消防頑張っところをきっちりやりなさいということで、色んな施策を打ち出しておるところでございますが、その一つとして住宅用火災警報器というものがですね、今まで個人住宅については法令規制という部分ではなくて自己責任の範囲でやってあったというのが事実なんですけれども、国の方で初めて、初めてというかなり厳しい住宅用火災警報器の設置という、そういう風な義務化をされた訳でございます。この状況というのは、欧米諸国で既に設置義務化されておりまして、住宅火災による死者というのが半減ぐらい、その制度によってもう効果が現れておるところです。従って我々もそこら辺の部分で、この住宅用火災警報器の普及啓発が、かなり力を増すのではないかと、住宅火災による死者を減らす部分で、ということだと思っております。しかしですね、ひとり暮らし高齢者ということになりますと、例えば警報鳴ってですね、家族がおられれば消火できる、そしてまた災害弱者の方を非難誘導、助けるということができるんです。しかしひとり暮らしの高齢者、先ほども申し上げた通り65歳以上が6割を占めるという部分からすると、これは本当に住宅用火災警報器の設置義務化ではちょっと無理、危険がまだ継続されておるという風に考えても、これは正論だと思います。従ってですね、我々は個人情報、いきいき長寿室のひとり暮らし高齢者実態調査事務という保有されておる情報を活用させて頂いて、民生委員、そして我々消防職員が個別にそういった方々、ひとり暮らしの方々を訪問して、そして火災を低減できる、要は暖房機であるとか台所のコンロであるとか、またその他にですね、健康状態、そういった部分を把握させて頂いて、そして安全なる社会構築のために、そういう風な事業を行っていきいたいところでございます。そして先ほど会長様がおっしゃられたように、情報とすればですね、ひとり暮らし高齢者の氏名、性別、住所、電話番号というところを活用したいと考えております。で、誠に申し上げにくいところでございますが、もう既にこの事業、平成15年から実際のところやっております。平成9年にですね、この場で緊急情報システムということで、ひとり暮らしの高齢者宅、目的外利用認めて頂いたという経過がございます。実施機関というのは消防庁になっておりますので、要は目的外利用の目的というのが防災という部分であるならば、我々そういう災害が発生しない様な、そういう風な住環境を作るがためにその情報を活用しても拡大解釈で問題はなかろうという風な、まあ勝手気ままな解釈をしておいた訳でございますが、この個人情報保護条例ですね解釈運用を読む機会がございまして、今年度ですが機会がございまして、これはちょっと問題があるんじゃないかということで、主管課の方にですね総務課の方に疑義を打ち明けるといふか判断して頂いてですね、これはやはりきっちりと諮問機関、審議して頂いて諮問するべき事案であるというところ、そういう回答を頂きましたので、本日この場になったという次第でございます。その点につきましては、重々我々組織の方でも反省しておって、このようなことがないようにですね、やっていくという事で考えております。簡単ではございましたが、以上で説明の方終わらせて頂きます。

会 長

どうも有難うございました。今ご説明ありました様に、以前にも、緊急時における目的外利用についてのこの審議会の諮問答申があったという意味でしたね。ただこれについては前からやってたんだけど、これは個人情報保護条例が出来た時、既に個人情報目的外利用をしていた様な部局があって、その際に大体届出をして頂いているんだけど、中に

委員	<p>はやっぱりちょっとそれに該当しなかったという風にその当時は考えていて、後からやっぱりこれは諮問答申の対象事項だという風になるケースがあるんですよ。そういうふう遅れてても、一応諮問答申を経て頂くという事は結構なことかと思えます。今の事例について、委員の皆さんから何なりとご質問頂いたらと思えますけども、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。ここで消防署員と民生委員とが協働でとかいう風に書いてあるんですけども、現実問題15年から既にやられていると。どういう形での民生委員との関わりなっているのかね、その辺をちょっと。</p>
実施機関	<p>民生委員の業種という部分、当時理解はしておらなかったんですけど、やはり地域密着型ということですね、その担当する地域の方にそういう風な防火であるとか、また生活していく上での相談事であるとか、そういうふうな我々消防職員と同等の仕事、職種という部分でございます。従って、そこら辺協働でやっていくというところ。もう一点の利点、消防職員側の部分なんですけれども、要は消防署の方から来て、あんた誰やという風な事例も若干ある訳です。地域に名の知れたと申し上げますか、地域に密着した民生委員と一緒に行って頂くという分については、本当に相手側も信用して頂いて、実際中に入ってくださいと、台所見てくださいと、そういう風な和やかな部分でより効果の上がる部分もありますんで、そういった意味で協働という言葉を使っております。以上でございます。</p>
委員	<p>その場合にね、今の個人情報、いきいき長寿室から消防署に入る、その情報は民生委員さんにはどういう形で流れるのか。あるいは民生委員さんから自発的に、消防署から民生委員さんにお声かけられて、民生委員さんが握ってる情報をもらって動くのか。2通りあると思うんですが。</p>
実施機関	<p>まずは現実的にやっておりますんで、いきいき長寿室からの情報、それで回って行くということでございます。民生委員さんも独自に持っておられる情報、それはあります。それにつきましては、やはり地域の安全安心という部分からすると、本当多くの方に我々指導するという目的がございますんで、そういった方が情報として提供されればですね、もちろんお伺いして防火診断、防火指導するといったところでございます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。これ事務の内容っていうところにね、ひとり暮らし高齢者実態調査事務と書いてある。これは結局、消防本部の方で、今言った個別訪問をするということの意味している訳ですね。この事務の内容というところ、実態調査事務と書いてありますよね。</p>
実施機関	<p>これにつきましてはですね、いきいき長寿室の方で民生委員さんからひとり暮らしの情報等頂いておりますので、それをうちの方で管理しておりますので、その関係でこういう高齢者実態調査事務という形でうちの方はしているんですけども、それを情報として消防の方にお伝えするといえますか…。</p>
会長	<p>そうすると、これはひとり暮らし高齢者実態調査というのは、いきいき長寿室で行ったその結果として存在するデータというものを、目的外利用するとそういう意味になる訳ですか。</p>

実施機関	確かに今申し上げましたように、私どもの方で民生委員の方々が地域の実態把握という形で高齢者宅を回られまして、もちろん全ての独居の方々が賛同頂いている訳ではなくて、こういう情報を何かの時の為にといいことで市の方に届け出ていいかな、という形で本人さんのご承諾得たうえで、それを作られてこちらの方へ届けられるという形でございますので、実質とはかなりの差があると思います。今回消防の方がご説明申し上げましたように、実際にはそういう形で顔馴染みの民生委員さんと消防の方が回っていただくという形でやっていくものでございます。
会 長	実際には65歳以上の独居高齢者っていうのは、川西市何名ぐらいおられるんでしょうかね。
実施機関	正直、実数というのは把握出来ませんですね、私どもの担当の方で把握しておりますのは、10月4日現在でございますけども、1,669名の方把握しておりますんですけども、これが川西全域で3割もいってるかどうかじゃないのかなという風な思いはしておりますけども、どうしましても、そういうのは放っておいてくれと言う方結構おられますのでね、なかなかひとり暮らしの方全員の把握は、正直なかなか難しいというのが実態でございます。
会 長	65歳以上というのは一つの基準となっている訳だけど、今65歳以上というのが老人になる訳ですか。
実施機関	高齢者の定義というのがきっちり決まっておられませんでして、60歳、65歳、70歳、いろいろ各施策によって違う訳でございます。今年の3月の末で65歳以上の方は35,481人ということでございますから、人口比率でいえば22パーセントぐらいご高齢の方おられるということになっております。
会 長	こういう個別訪問をしてその支援する体制を作るといったら、60歳以上が多いような感じがするけど、60歳くらいの人だったら、もう火災になっても素早く逃げおおせれるという話になるのかな。
副 会 長	一人だからね。一人暮らしというのは、やっぱり危険なんでしょうね。
会 長	一人暮らしって危険ですよ。というような内容なんですけれども、これは既に目的外利用をしておられるという追認みたいな格好になるんです。これを、先ほども読み上げました個人情報保護条例の10条の第4項に該当するものということで、追認するってことでよろしいでしょうか。よろしいですね。はい、ありがとうございました。本人には、通知しないという...
委 員	ちょっと待ってください。事務の内容がこれでいいんですか。この事務の内容っていうのは、いきいき長寿室がやっている事務ですよ。ひとり暮らし高齢者実態調査事務っていうのは、消防署がやってる訳じゃなくて、健康福祉部いきいき長寿室長寿社会担当でやっている事務ですよ、これ。
会 長	ここの書き方がね、さきほどのですね...
委 員	固定資産税・都市計画税課税事務になっているんです。これだから、諮問の形でいくと、ここに出てくる事務っていうのは、この30号の場合

会 長	<p>でしたら住宅防火対策に係る事務でしょう。</p> <p>そういう風にならなければいけないんですよ。</p>
委 員	<p>先ほどの場合でしたら、地籍調査事務に係るもの。</p>
会 長	<p>そうそう、そういう風には書かなあかん。その点はどうなんですか。</p>
事 務 局	<p>すいません。その点でございますけども、基本的に保有課が諮問をあげるというこれまでの形になってございますので、保有課を主体とした形で作っておりますので、保有課においてはこういうひとり暮らし高齢者実態調査事務というものでこの情報を持っている。その提供する内容というのがこの内容で、というような作りでこれまでさせて頂いておりますので、その点でちょっと、実際ここに入ってきていざ説明するのは利用する側が全部説明してしまいますので、若干その辺で齟齬が生じてしまうと思うんですけども。</p>
会 長	<p>とりあえずだからね、他市の例が我々の頭にあるけどね、とにかく違うのですよ、ここは逆になってる。他市は利用課の方を中心に、どういう事務に利用するかということを書くと、そういうパターンになっているんですね。川西は、前から確かに保有課を中心に書いているということになるんで、保有課を中心に書くと、こうなっちゃう。そういうことで、その違いは川西市はそういうやり方でしてますからね、これでいくということによろしいんじゃないですかね。</p>
委 員	<p>諮問はこれでいいと思うんですけど、一つだけ質問なんですけども、ひとり暮らし高齢者っていうことですので、例えば夫婦二人暮らしでどちらか配偶者が例えば寝たきりとかというご家庭があると思うんですけど、そういうところはどんな風になっているんですか。</p>
実 施 機 関	<p>もちろん災害弱者ということですね、そこら辺もう多岐に渡る部分、もっとももっといっぱいケースはあると思うんです。だけど我々の国の方からひとり暮らしっていう部分と、その先ほども申された比率の部分からいくとですね、一時的にはこのひとり暮らし高齢者、これを全てやっていくという、まあそういう方向。将来的には災害弱者全て、まあ怪我されておるとか、ずっと若い方であっても動けない避難できないという方もいらっしゃるんで、そこら辺は我々の研究課題ということで、検討、考えはしておりますが、今は一步踏み入れるというのはしておらないというのが事実です。</p>
委 員	<p>消防としてはね。それはこの間の防災安全課とか福祉とかが考える問題なんですかね。今のところはね。</p>
会 長	<p>さっきも言いました、26号の諮問にあったケースになる訳ですけどね。それではこの30号の諮問案件につきましては、妥当だということで答申をしたいと思っております。そこに概略あるような内容の答申ということになるかと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは消防本部の皆さん、あるいはいきいき長寿室長寿社会担当の皆さん、どうもご苦労様ございました。どうぞご退室して頂いて結構です。</p> <p style="text-align: center;">実施機関（消防本部予防課、長寿社会担当） 退室</p>

会 長	それでは、2つの案件をご審議頂きましてありがとうございました。それでまた答申をする訳ですけど、答申の内容は概ねそこに書かれている様なものになるかと思えますけども、少しまあ先ほどの29号案件の本人の通知の有無の所、通知しないという風になっていることについては、少し変えるというようなことで、その答申の案文については、また私と副会長の方にご一任頂くということによろしいでしょうか。
委 員	結構です。
会 長	ありがとうございます。それでは、またその答申の案というもの、案というか答申する内容ができましたらですね、また委員の皆さんにもお配りするというかね、そういうことにさせて頂いて、答申は一応今の内容で、そういう趣旨で案文についてはお任せ頂きたいという風に思います。それでは本日の案件を二つ、以上ご協力得まして滞りなく審議終えた訳で、これで本日の審議会を閉じたいと思えますけれども、事務局の方から何か連絡事項とか何かありませんか。
事 務 局	何もございません。
会 長	特にございませんか。それでは本日の第41回の川西市個人情報保護審議会を、これで閉じさせて頂きます。どうも有難うございました。